

一般社団法人岡崎市医師会定款

目 次

第1章	名称及び事務所（第1条・第2条）
第2章	目的及び事業（第3条・第4条）
第3章	会員（第5条－第13条）
第4章	総会（第14条－第20条）
第5章	役員及び顧問（第21条－第30条）
第6章	理事会（第31条－第33条）
第7章	裁定委員会（第34条－第40条）
第8章	委員会（第41条）
第9章	団体契約及び意見表明（第42条・第43条）
第10章	資産及び会計（第44条－第50条）
第11章	事務局（第51条）
第12章	定款の変更及び解散（第52条・第53条）
第13章	雑則（第54条－第57条）
附 則	

第1章 名称及び事務所

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人岡崎市医師会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県岡崎市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上に関する事業
 - (2) 地域の保健・医療・福祉の充実及び質の向上に関する事業
 - (3) 法定健診事業を主たる手段として行う地域住民の保健の向上に関する事業
 - (4) 法定健診事業以外の事業を主たる手段として行う地域住民の保健の向上に関する事業
 - (5) 地域住民の保健・医療・福祉の増進のために行う地域の医療機関の医療安全管理、職業紹介及び感染性廃棄物処理に関する事業
 - (6) 地域の医療基盤の安定のために行う医業経営の改善及び会員の福祉に関する事業
 - (7) その他本会の目的を達成するため必要な事業
- 2 前項各号の事業は、愛知県岡崎市、額田郡幸田町及びその周辺において行うものとする。

第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

- 第6条 本会は、岡崎市及び額田郡幸田町を区域とし、その区域内に就業所又は住居を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同し、参加協力するものをもって会員とする。
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 会員は同時に愛知県医師会及び日本医師会の会員となる。

(入会、異動及び退会)

- 第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、本会に所定の届出をしなければならない。
- 3 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 4 前項の退会をもって法人法上の退社とする。
- 5 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、会長は、第12条第6項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

(入会金、会費及び負担金)

- 第8条 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を本会に納入しなければならない。
- 2 入会金、会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、総会の決議を経て、その額を減免することができる。
- 3 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費、負担金その他の拠出金は、返還しない。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第10条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に事前に報告し、理事会の承認を経て発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第11条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

(会員の制裁)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科することができる。

(1) 医師の倫理に違背し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき。

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき。

(3) その他制裁を科するべき正当な事由があるとき。

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、総会の決議を経て行う。

5 前2項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、愛知県医師会及び日本医師会に通知しなければならない。

6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 第7条第3項及び前条第4項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき。

(2) 当該会員が死亡したとき。

(3) 愛知県医師会又は日本医師会の会員の資格を失ったとき。

第4章 総会

(総会)

第14条 総会は、すべての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会決議に基づき会長が招集する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(定時総会及び臨時総会)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回、会長が招集しなければならない。

3 臨時総会は、会長が必要であると認める場合に、招集する。ただし、5分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を開催日の1週間前までに会員に発しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議長の職務)

第17条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

(総会の任務)

第18条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 入会金、会費及び負担金の賦課徴収並びに減免に関する事項
- (5) 借入金（年度内において償還する借入金を除く。）に関する事項
- (6) 重要な財産の造成及び処分に関する事項
- (7) 会員の除名
- (8) 理事及び監事の選任及び解任
- (9) 会長及び副会長の選定及び解職
- (10) 理事及び監事の報酬等の額
- (11) 定款の変更に関する事項
- (12) 本会の解散及び残余財産の帰属に関する事項
- (13) 理事会が付議した事項
- (14) 愛知県医師会代議員及び予備代議員の選出
- (15) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 庶務及び会計の概況に関する事項
- (2) 事業の概況に関する事項
- (3) その他必要な会務報告

(総会の定足数及び決議)

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の過半数でこれを決する。ただし、前条第1項第6号については、出席会員の3分の2以上の多数の議決を要する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 本会の解散及び残余財産の帰属
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に提出し、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事規則)

第20条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第5章 役員及び顧問

(役員)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名又は4名を副会長とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。

(監事の職務)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任、会長及び副会長の選定)

第25条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、本会会員の中から、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職（会長、副会長及び理事）毎に分けて行う。
- 3 前項の選任は、得票数の多い順に、定款で定められた当該役職毎の員数に達するまでの得票を得たことを条件とする総会の決議をもって行う。
- 4 前2項の規定に基づく理事の選任において、当選人の数が総会の決議要件を欠くために当該役職の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に1名を加えた数の候補者をもって、再度、前2項の規定に基づく理事の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数が最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。
- 5 第1項の規定に基づく監事の選任は、前2項の規定に準じて行う。
- 6 会長及び副会長は、本会会員の中から、総会の決議によって選定する。
- 7 前項の規定に基づく会長及び副会長の選定は、第2項の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれの候補者とする。

(役員補欠の選任)

第26条 理事又は監事が任期途中で退任し、又は解任されたときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員親族等割合の制限)

第27条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員解任、会長及び副会長の解職)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 会長及び副会長は、総会の決議によって解職することができる。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第30条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱し、総会に報告する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第6章 理事会

(理事会)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 5 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(理事会の任務)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を行うことができる。
 - (1) 総会の招集及びこれに提案すべき事項
 - (2) 会務の運営に関する事項
 - (3) その他重要な会務に関する事項
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第7章 裁定委員会

(裁定委員会)

第34条 本会に、裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は、7名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第35条 裁定委員は、別に定めるところにより、本会会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第36条 裁定委員の任期は、第24条第1項の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第37条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員、代議員（予備代議員を含む。）及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第38条 裁定委員会は、次の事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第7条第5項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第12条第6項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第39条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第40条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第41条 会長は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第42条 本会は、社会保険並びに公衆衛生上重要な医療及び保健指導については、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第43条 本会は、第3条の目的達成のために必要があるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第10章 資産及び会計

（本会の経費）

第44条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、賛助金、寄附金品、事業収入、財産から生ずる収入その他の収入をもって充当する。

（事業年度）

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第46条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）正味財産増減計算書
- （5）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- （6）財産目録
- （7）キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- （1）監査報告
- （2）理事及び監事の名簿
- （3）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

（剰余金の分配の禁止）

第48条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

（財産の管理責任）

第49条 本会の財産は、会長が管理する。

（会計の規定等）

第50条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第51条 本会に、理事会の決議を経て、事務局を置く。

2 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第13章 雑則

(残余財産の帰属)

第54条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(定款施行細則)

第55条 定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に細則で定める。

(公告)

第56条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

2 この法人の最初の代表理事（会長）は村山憲、副会長は小原淳、小森保生、石田正人、水野周久とする。

(裁定委員に関する経過措置)

- 3 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(委員会委員に関する経過措置)

- 4 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

- 5 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 6 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

(施行期日)

この改正定款は、平成25年7月1日から施行する。

定款第55条の規定に基づき、一般社団法人岡崎市医師会 定款施行細則を次のように定める。

目 次

- 第1章 会員（第1条－第3条）
- 第2章 入会金、会費及び負担金（第4条）
- 第3章 役員選任（第5条－第30条）
- 第4章 役員報酬（第31条）
- 第5章 愛知県医師会代議員及び予備代議員選出（第32条）
- 第6章 裁定委員選任（第33条）
- 第7章 雑則（第34条）
- 附 則

一般社団法人岡崎市医師会 定款施行細則

第1章 会員

（入会申込書、退会届出書及び異動報告書）

第1条 定款第7条の規定に基づく会員の入会 申込書、異動報告書及び退会届出書の様式は、理事会が決める。

（本会入会年月日）

第2条 本会への入会については、本会に提出された入会申込書に記載してある入会年月日をもって、本会の入会年月日とする。

（本会退会年月日）

第3条 本会からの退会については、本会に提出された退会届出書に記載してある退会年月日をもって、本会の退会年月日とする。ただし、定款第7条第6項に該当するときは、この限りでない。

第2章 入会金、会費及び負担金

（入会金、会費及び負担金）

第4条 定款第8条第2項の規定による入会金、会費及び負担金の額並びにその徴収方法については、別に定める。

第3章 役員選任

（役員選任の細則）

第5条 定款第25条及び第26条の規定に基づく役員の選任は、本章の定めるところによる。

（役員選任の方法）

第6条 役員の選任は選挙で行うものとする。

(選挙に関する必要事項の通知)

第7条 会長は、役員の選挙にあたっては、あらかじめ、選挙に関する必要な事項についてその要旨を、会員に通知しなければならない。

(選挙期日の公示)

第8条 役員の選挙の期日は、少なくとも1週間前までに、会員に通知しなければならない。

(立候補届出)

第9条 役員の候補者となろうとする者は、その選挙期日の2日前までに、文書で、その旨を会長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(推薦届出)

第10条 会員が他の会員を役員の候補者として推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、前条の期間内に、3人以上の連署による文書で、会長にその推薦の届出をしなければならない。

(立候補届出書等の様式)

第11条 立候補届出書及び推薦届出書の様式は、別紙で定める。

(候補辞退及び推薦取下げ)

第12条 候補者は、当該選挙が行われるまでに、文書で会長に届け出て、その候補者たることを辞することができる。

2 推薦届出者は、前項の例により、候補者の承諾を得て、その推薦届出を取り下げることができる。

(候補辞退届出書等の様式)

第13条 前条の規定による候補辞退届出書及び推薦取下届出書の様式は、別紙で定める。

(候補者一覧表の作成)

第14条 会長は届出により候補者一覧表を作成する。

2 候補者の氏名順序は届出順による。

(候補者の氏名掲示)

第15条 会長は、選挙の当日、投票所内に、候補者の氏名を掲示しなければならない。

2 前項の候補者の氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

3 第12条の規定による立候補の辞退及び推薦の取下げがあった場合においては、氏名掲示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。

(選挙の方法)

第16条 役員の選挙は、投票によって行う。

2 委任状による投票は、認めない。

3 役員の選挙は、仮議長を立てて行う。

(選挙立会人)

第17条 仮議長は会員中2人の選挙立会人を指名し、投票及び開票に関する事務を担当させなければならない。選挙立会人は投票を調査決定し、その結果を仮議長に報告しなければならない。

(投票用紙)

第18条 投票用紙の様式は、別紙で定める。

(投票の方法)

第19条 投票の方法は、選挙すべき役職の員数に応じ、単記投票又は連記投票によるものとし、候補者氏名の上の枠内に○の記号を記載して行う。

2 投票は、無記名投票とする。

(無効投票)

第20条 次の投票は、無効とする。

(1) 正規の用紙を用いないもの。

(2) 候補者の何びとを記載したかを確認し難いもの(ただし、候補者の何びとに投票したのかを確認できる記載と確認し難い記載が混在する場合には、何びとに投票したかが確認できる記載のみを有効投票として扱う。)。

(3) 定められた数を超えて候補者に投票したもの。

(投票の効力)

第21条 投票の効力は、選挙立会人が決定する。

(開票)

第22条 選挙立会人は投票箱を開き、先ず投票を調査し、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 選挙立会人は投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を仮議長に報告しなければならない。

(無投票当選の決議)

第23条 立候補の届出又は推薦届出のあった候補者が、その選挙の定数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票は行わず、他の方法による総会の決議をもって行う。

(選挙当日の補欠選挙)

第24条 前条の場合において、候補者が定数に達しないときは、総会の意見によって、当該選挙の当日においても、補欠選挙を行うことができる。この場合においては、第8条から第10条まで(期間に関する部分の規定)並びに第14条及び第15条第2項の規定は、適用しない。

(当選人の決定)

第25条 選挙における当選人の決定は、定款第25条第3項の定めるところによる。

2 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、仮議長がくじで当選人を定める。

(当選人決定の報告)

第26条 当選人が決定したときは、仮議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票数その他必要な事項を、会長に報告しなければならない。

(当選人へ当選決定の通知)

第27条 会長は、前条の規定による当選人決定の報告を受けたときは、すみやかに、当選人に当選の旨を通知し、かつ、当選人の氏名を公示しなければならない。

(当選証書の交付)

第28条 会長は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(役員任期の起算)

第29条 役員任期の起算は、その選挙により選任された日からとする。

(選挙の疑義)

第30条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかって決定する。

第4章 役員報酬

第31条 定款第29条の規定に基づく役員報酬については、別に定める。

第5章 愛知県医師会代議員及び予備代議員選出

(代議員及び予備代議員選出の方法)

第32条 定款第18条第1項第14号の規定に基づく愛知県医師会代議員及び予備代議員の選出方法は、愛知県医師会定款に定めるもののほか、本会の役員選任に関する規定を準用する。

第6章 裁定委員選任

(裁定委員選任)

第33条 定款第35条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員選任に関する規定を準用する。

第7章 雑則

(定款施行細則の変更)

第34条 この定款施行細則の変更をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 定款施行細則は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正定款施行細則は、平成25年7月1日から施行する。

選挙関係用紙

別紙1
立候補届出書（様式1）

（様式） 1

立 候 補 届 出 書

立候補する役職名	立 候 補 者 氏 名	同 住 所	年齢
			才

上 記 の 通 り 立 候 補 の 届 出 を い た し ま す

年 月 日

立候補者氏名 印

岡 崎 市 医 師 会 長 殿

別紙2
候補者推薦届出書（様式2）

（様式） 2

候 補 者 推 薦 届 出 書

推薦する役職名	候 補 者 氏 名	同 住 所	年齢	捺印
			才	

上 記 の 通 り 推 薦 の 届 出 を い た し ま す

年 月 日

推 薦 者 氏 名 印
(3名以上の連記)

岡 崎 市 医 師 会 長 殿

(様式) 3

立 候 補 辞 退 届 出 書

立候補した役職名	立 候 補 者 氏 名	同 住 所	年 齢
			才

上 記 の 通 り 立 候 補 を 辞 退 い た し ま す

年 月 日

立候補者氏名

印

岡 崎 市 医 師 会 長 殿

(様式) 4

候 補 者 推 薦 取 下 届 出 書

推薦した役職名	候 補 者 氏 名	同 住 所	年 齢	捺印
			才	

上 記 の 推 薦 を 取 下 げ ま す

年 月 日

推薦者代表

氏

名

印

岡 崎 市 医 師 会 長 殿

（様式） 5

岡崎市医師会
理事（会長候補）投票用紙

（候補者氏名）	・・・	（候補者氏名）
選挙年月日		選挙年月日

候補者氏名の上の枠内に丸印（○）を記入してください。
定員は一名ですので丸印（○）は一個までです。
それを超える記載をしますと無効投票になります。

（様式） 6

岡崎市医師会
理事（副会長候補）投票用紙

（候補者氏名）	・・・	（候補者氏名）	（候補者氏名）	（候補者氏名）	（候補者氏名）
選挙年月日		選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日

候補者氏名の上の枠内に丸印（○）を記入してください。
定員は四名ですので丸印（○）は四個までです。
それを超える記載をしますと無効投票になります。

（様式 7）

岡崎市医師会
理事投票用紙

(候補者氏名)	...	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)
選挙年月日		選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日

候補者氏名の上の枠内に丸印（○）を記入してください。
定員は十五名ですので丸印（○）は十五個までです。
それを超える記載をしますと無効投票になります。

（様式） 8

岡崎市医師会
監事投票用紙

(候補者氏名)	...	(候補者氏名)	(候補者氏名)
選挙年月日		選挙年月日	選挙年月日

候補者氏名の上の枠内に丸印（○）を記入してください。
定員は二名ですので丸印（○）は二個までです。
それを超える記載をしますと無効投票になります。

（様式） 9

岡崎市医師会
裁定委員投票用紙

候補者氏名の上の枠内に丸印（○）を記入してください。
定員は七名ですので丸印（○）は七個までです。
それを超える記載をしますと無効投票になります。

(候補者氏名)	...	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)	(候補者氏名)
選挙年月日		選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日	選挙年月日

定款第20条の規定に基づき、一般社団法人岡崎市医師会 総会議事規則を次のように定める。

目 次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 議事（第8条－第14条）
- 第3章 発言（第15条－第21条）
- 第4章 表決（第22条－第29条）
- 第5章 規律（第30条・第31条）
- 第6章 議事録（第32条・第33条）
- 第7章 雑則（第34条）
- 附 則

一般社団法人岡崎市医師会 総会議事規則

第1章 総則

（参集）

- 第1条 会員は、招集日の開会時刻前に所定の議場に参集しなければならない。
- 2 議長への出席通告は、事務局による出席の受付をもって、代行することができる。

（欠席の届出）

- 第2条 会員は、出席できないときは、当日の開会時刻までに、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に届け出なければならない。

（会議中の出席及び退席）

- 第3条 会員は、会議中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し、又は退席しようとするときは議長の許可を得なければならない。

（総会の開閉）

- 第4条 総会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

（会議の開閉）

- 第5条 開議、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。
- 2 開議の時刻に至ったときは、議長は、会議を開くことを宣告する。
- 3 議長が必要があると認めるとき、又は延会若しくは休憩の動議が可決されたときは、議長は延会又は休憩を宣告する。
- 4 議長が開議を宣告する前又は散会、延会若しくは休憩を宣告した後は、何びとも議事について発言することはできない。

(定足数の確認その他の措置)

第6条 議長は、開会の宣告をした後、出席会員が定足数に達していることを確認したときは、開議を宣告する。ただし、出席会員が定足数に達していないときは、休憩を宣告する。

2 前項により相当時間の休憩をしても、なお出席会員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告する。この場合において、議長は、あらためて総会の招集を求めることができる。

(会議中の定足数の欠如)

第7条 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、会員の退席を制止し、又は議場外の会員の出席を求めることができる。

2 議長は、会議中に定足数を欠くに至ったと認めるときは、休憩又は延会を宣告することができる。

第2章 議事

(議題の宣告)

第8条 議長は、会議に付する案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

2 議長は、必要があると認めるときは、議題となった案件を職員に朗読させる。

(一括議題)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。ただし、出席会員の2名以上から異議の申立があるときは、会議にはかって決める。

(案件の説明、質問及び委員会付託)

第10条 会議に付する案件は、会議において提出者の説明を聞き、質問があるときは質問を行わせ、質問が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決案件の条項、字句及び数字等の整理)

第11条 総会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理については、議長に委任することができる。

(議事の定足数及び議決数)

第12条 総会の議事は、定款第19条の定めるところによる。

(指定者以外の退場)

第13条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、議長の指定する者以外のものを議場の外に退去させなければならない。

(秘密会の議事)

第14条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、他に漏らしてはならない。

第3章 発言

(発言の許可等)

第15条 会議における発言は、挙手をし、自己の氏名を告げ、すべて議長の許可を得なければならない。

2 発言の許可を得たときは、自席で発言するのを原則とするが、議長は、必要があると認めるときは、登壇させて発言させることができる。

(議長の議席での発言及び討論)

第16条 議長が、会員として発言しようとするときは、代理者を議長席につかせ、議席において発言しなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することはできない。

(発言内容の制限)

第17条 発言はすべて簡明を旨とし、重複を避け、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、その発言が前項の規定に反すると認めるときは注意をし、なお従わないときは発言を禁止することができる。

3 会員は、議題になっている案件に限り、質問をすることができる。

(発言回数の制限)

第18条 質問は、同一会員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(発言時間の制限)

第19条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。

2 前項により発言時間の制限をした場合に、会員の発言がその制限時間を超えたときは、議長は、注意を重ねた後、発言の中止を命ずることができる。

(議事進行に関する発言)

第20条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるものについて、又は議長に対し議事進行上の問題について、質問し、注意し、又は希望を述べるものでなければならない。

2 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

3 議事進行に関する発言は、表決しない。

(質問又は討論若しくは質問の終結)

第21条 質問又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質問又は討論が続出して容易に終結できないときは、会員は、質問又は討論終結の動議を提出することができる。

3 前項の動議が提出されたときは、議長は、会議にはかってこれを決する。

第4章 表決

(表決問題の宣告)

第22条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する案件又は動議の内容を宣告しなければならない。

2 議長が表決を宣告した後は、何びとも議題について発言することができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りではない。

(不在会員)

第23条 表決宣告の際、議場にいない会員は、表決に加わることはできない。

(起立、挙手又は投票による表決)

第24条 議長が表決をとろうとするときは、賛成する者に起立又は挙手をさせ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席会員の5分の1以上のものから異議の申立があったときは、議長は、記名投票又は無記名投票で表決をとらなければならない。

(記名投票又は無記名投票による表決)

第25条 議長が、必要があると認めるとき、又は出席会員の5分の1以上のものから要求があるときは、議長は、会議にはかつて、記名投票又は無記名投票で表決をとる。

(選挙規定の準用)

第26条 前条の規定により記名投票又は無記名投票を行う場合には、定款施行細則第16条、第17条、第18条、第20条及び第21条の規定を準用する。

(表決訂正の禁止)

第27条 会員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(異議申立の場合の表決)

第28条 議長は、表決について異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席会員の5分の1以上のものから異議の申立があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(修正案の採決の順序)

第29条 会員の提出した修正案は、原案より先に採決しなければならない。

2 同一の議題について、会員から数箇の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に採決する。ただし、採決の順序について出席会員の5分の1以上のものから異議の申立があるときは、議長は、会議にはかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決をする。

第5章 規律

(品位の尊重及び規律の遵守)

第30条 会員は、総会の品位を重んじ規律を守らなければならない。

(規律の制定)

第31条 規律に関する問題は、議長が別に定めることができる。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議にはかつて決めることができる。

第6章 議事録

(議事録の作成と閲覧)

第32条 議長は、総会ごとに、議事録を作成しなければならない。

2 会員は、必要に応じて議事録の閲覧を求めることができる。

(議事録署名者)

第33条 議事録には、議長及び議長が指名した2名の会員が連署しなければならない。

第7章 雑則

(総会議事規則の変更)

第34条 この総会議事規則の変更をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 総会議事規則は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正総会議事規則は、平成25年7月1日から施行する。

定款第40条の規定に基づき、一般社団法人岡崎市医師会 裁定委員会規則を次のように定める。

一般社団法人岡崎市医師会 裁定委員会規則

（委員長及び副委員長）

第1条 裁定委員会（以下「本委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、本委員会において、その委員が互選する。

（委員長及び副委員長の職務）

第2条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（委員会の定足数及び議決数）

第3条 本委員会は、委員3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 本委員会の議事は、出席委員の4分の3以上でこれを決する。

（裁定申請及び訴状）

第4条 本委員会に裁定（調停を含む。以下同じ。）を申請しようとする者は、提訴理由及び立証を具える訴状並びにその副本1通を作成し、申請書に署名して、会長に提出しなければならない。

（会員へ申請書等受理の通知）

第5条 会長は、裁定の申請書、訴状その他の関係書類を受理したときは、当該案件を本委員会に付託するとともに、その旨を当該会員に通知しなければならない。

（答弁書の提出）

第6条 会長は、本委員会に当該案件を付託したときは、訴状の副本1通を争訟を提起された会員に送付し、一定期間内に、答弁書を提出すべき旨を通知するものとする。

（申請の却下）

第7条 本委員会は、案件の付託があった場合において、当該案件が裁定の請求をすることができないものと認めるとき、又は裁定の請求が所定の手続きに違反するものと認めるときは、本委員会の決定をもって、その申請の却下を会長に具申することができる。

（答弁書及び意見書不提出の場合）

第8条 本委員会の裁定の期日までに、当該案件に対する答弁書及び意見書が提出されなかったときは、本委員会は、訴状だけで審査することができる。

(意見聴取)

第9条 本委員会の裁定にあたっては、委員長は必要があると認めるときは、争訟に関与する双方の意見をきかなければならない。

(会員相互間の紛議調停の手続)

第10条 会員相互間の紛議に関して、定款第39条の規定により本委員会に調停を依頼する場合には、次の事項を記載した文書を、会長に提出しなければならない。

- (1) 調停依頼者の名称及び代表者
- (2) 相手方たる当事者の名称及び代表者
- (3) 紛議の年月日
- (4) 紛議の経過及び結果

(相手方に対し調停依頼の要旨通知)

第11条 会長は、当事者の一方から調停の依頼を受けたときは、直ちに、他の当事者にその要旨を通知しなければならない。

(調停案件の付託)

第12条 会長は、会員相互間の紛議に関する調停の依頼を受けたときは、直ちに、当該案件を本委員会に付託しなければならない。

(審議開始の当事者への通知)

第13条 紛議に関する調停について審議を開始しようとするときは、委員長は、会長を経由して、その審議の開始の日の1週間前までに、当事者双方にその旨を通知しなければならない。

(審議不公開)

第14条 本委員会の審議は、公開しない。

(審議顛末の会長への報告)

第15条 委員長は、当該案件について裁定又は調停の議決があったときは、その審議の経過及び議決の結果理由を、文書をもって、会長に報告しなければならない。

(委員長報告の取扱)

第16条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを理事会にはかつて、すみやかに、その取扱いを決定しなければならない。

(事務局の事務取扱)

第17条 本委員会の事務は、事務局をしてあたらしめるものとする。

(裁定委員会規則の変更)

第18条 この裁定委員会規則の変更をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 裁定委員会規則は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

定款第41条の規定に基づき、一般社団法人岡崎市医師会 委員会規則を次のように定める。

一般社団法人岡崎市医師会 委員会規則

第1条 委員会は、常任委員会及び特別委員会の2種とする。

第2条 常任委員会は、本会の会務に関し、会長の諮問した事項について調査審議する。

第3条 常任委員は、会長が委嘱し、会長の任期中その任にあたる。

第4条 特別委員会は、必要に応じ、特別の事項を調査審議するために設置する。

第5条 特別委員は、会長が委嘱し、委員会に付託された案件が終結するまでその任にあたる。

第6条 委員会は、会長が招集する。

第7条 委員会に委員長1名、必要により副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、会長の指名によりこれを定める。

第8条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第9条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ決議することができない。

第10条 委員長は、委員会の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

第11条 会長、副会長、理事及び監事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

第12条 委員長は、必要があるときは会長の了解を得て学識経験者等に出席を要請し、その意見を聞くことができる。

第13条 委員会の事務は本会の事務局が行う。

第14条 この委員会規則の変更は、理事会の承認を必要とする。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 委員会規則は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

定款第11条の規定に基づき、一般社団法人岡崎市医師会 表彰規定を次のように定める。

一般社団法人岡崎市医師会 表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、本会に功績のあった者に対する表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の決定)

第2条 本会に対し、功労特に顕著と認めた者の中から理事会の審議を経て会長が表彰する。

(退任慰労金の贈与)

第3条 役員を退任した者に対して、退任慰労金を贈与する。

2 退任慰労金は、役員在任期間2年につき次の各号に掲げる額とする。ただし、役員在任期間が2年に満たない場合又は役員在任期間に2年未満の端数期間がある場合は、月額により算出した額とする。

(1) 会 長 525,000円

(2) 副会長 450,000円

(3) 理 事 375,000円

(4) 監 事 225,000円

3 本会役員より、公衆衛生センター運営役員を歴任した者は、之を通算するものとする。

(功労金の支給)

第4条 役員を通算して10年以上在任し、退任した者に対して、功労金を支給する。

2 功労金の額は、500,000円とする。ただし、役員在任期間が10年を超えた場合は、その超えた2年につき100,000円を加算した額とし、1,000,000円を上限とする。

3 前条第3項の規定は功労金支給について準用する。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、総会で行う。ただし、必要に応じ他の期日に行うことができる。

(表彰台帳)

第6条 本会は、表彰台帳を備え、被表彰者並びに表彰実施に関する事項を記録しておかなければならない。

(雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は理事会の審議を経て会長が定める。

(補則)

第8条 この表彰規定の変更をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 表彰規定は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

定款第4条第1項第6号の目的により、一般社団法人岡崎市医師会 弔慰規定を次のように定める。

一般社団法人岡崎市医師会 弔慰規定

(目的)

第1条 この規定は、本会会員の弔慰について必要な事項を定める。

(弔慰の範囲)

第2条 弔慰の範囲は、会員並びにその配偶者及び両親とする。

(弔慰の方法)

第3条 弔慰金は、会員の場合50,000円、配偶者及び両親の場合30,000円を香奠として贈与する。

2 香奠に代えその相当額を香華として贈与することができる。

(弔慰台帳)

第4条 本会は、弔慰台帳を備え、被弔慰者並びに弔慰に関する事項を記録しておかなければならない。

(雑則)

第5条 この規定に定めあるもののほか弔慰に関し必要な事項は、理事会の審議を経て会長が定める。

(補則)

第6条 この弔慰規定の変更は、理事会の承認を必要とする。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 弔慰規定は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

定款第29条の規定に基づき、一般社団法人岡崎市医師会 役員報酬規定を次のように定める。

一般社団法人岡崎市医師会 役員報酬規定

（目的）

第1条 この規定は、本会の役員に対して支給する報酬について、必要な事項を定める。

（報酬の額）

第2条 役員に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

会 長 月額 45,000円

副会長 月額 30,000円

理 事 月額 23,000円

監 事 月額 15,000円

（報酬の支給方法）

第3条 報酬は、当該月分を翌月に支給する。

2 役員が、月の中途において就任し、又は退任したときは、その当月の報酬を日割にて支給する。

（役員報酬規定の変更）

第4条 この役員報酬規定の変更をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

（施行期日）

この一般社団法人岡崎市医師会 役員報酬規定は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

定款第8条の規定に基づき、一般社団法人岡崎市医師会 入会金、会費及び負担金規定を次のように定める。

一般社団法人岡崎市医師会 入会金、会費及び負担金規定

(会員区分)

第1条 会員は、病院・診療所の開設者又は管理者及びそれに準ずる会員（以下「A会員」という。）、A会員及び研修医以外の会員（以下「B会員」という。）及び研修医の会員（以下「C会員」という。）に区分する。

(入会金)

第2条 会員は、次に定める入会金を納入しなければならない。

- (1) 新規開業又は継承等の場合（A会員） 3,000,000 円
 - ア. 非会員又はB会員が新規開業したとき。
 - イ. 配偶者又は親族等が継承したとき。
 - ウ. 医療法人等が更に医療機関を開設したとき。
 - (2) (1) に該当しないA会員の交代の場合 500,000 円
 - (3) B会員として入会した場合 20,000 円
 - (4) C会員として入会した場合 10,000 円
- 2 前項の入会金徴収は、金融機関引き落としを原則とする。
- 3 入会金において、次の定めに該当する会員は、理事会の審議を経て、入会金を減免することができる。
- (1) C会員。
 - (2) その他。

(会費)

第3条 会費は、個人会費及び施設会費（以下「施設分担金」という。）の2種とする。

(個人会費)

第4条 会員は、次に定める個人会費を納入しなければならない。

- (1) A会員は、年個人会費として 129,000 円を納入する。ただし、公立の医療機関のものにおいては、別に定める。
 - (2) B会員は、年個人会費として 13,200 円を納入する。
 - (3) C会員は、年個人会費として 6,600 円を納入する。
- 2 前項の年個人会費は、全3期に分割して納入する。
- (1) A会員の1期分 43,000 円
 - (2) B会員の1期分 4,400 円
 - (3) C会員の1期分 2,200 円
- 3 前項の個人会費徴収は、金融機関引き落としを原則とし、次に定める時期に徴収する。
- (1) 第1期 4月
 - (2) 第2期 8月
 - (3) 第3期 12月
- 4 個人会費において、次の定めに該当する会員は、理事会の審議を経て、個人会費を減免することができる。
- (1) 本会会員として15年以上在籍し、かつ満83歳に達した会員。
 - (2) 長期病臥休診による会員。
 - (3) C会員。

(4) その他。

(施設分担金)

第5条 開設者又は管理者は、次に定める施設分担金を納入しなければならない。

- (1) 19床以下の診療所は、年施設分担金として22,200円を納入する。
- (2) 20床以上49床以下の病院は、年施設分担金として32,600円を納入する。
- (3) 50床以上99床以下の病院は、年施設分担金として40,400円を納入する。
- (4) 100床以上の病院は、年施設分担金として45,600円を納入する。

2 前項の年施設分担金は、全2期に分割して納入する。

- (1) 19床以下の診療所の1期分 11,100円
- (2) 20床以上49床以下の病院の1期分 16,300円
- (3) 50床以上99床以下の病院の1期分 20,200円
- (4) 100床以上の病院の1期分 22,800円

3 前項の施設分担金徴収は、金融機関引き落としを原則とし、次に定める時期に徴収する。

- (1) 第1期 4月
- (2) 第2期 10月

4 施設分担金において、理事会の審議を経て、施設分担金を減免することができる。

(負担金)

第6条 負担金とは、次に該当する会員が運営協力金として負担するものである。

- (1) 委託健診事業に協力する会員。
- (2) 委託予防接種事業に協力する会員。

2 前項の負担金の額は、別に定める。

(細則等)

第7条 この規定に定めのない事項については、理事会の審議を経て、細則等で定めることができる。

(雑則)

第8条 この入会金、会費及び負担金規定の変更をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 入会金、会費及び負担金規定は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正入会金、会費及び負担金規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正入会金、会費及び負担金規定は、令和4年4月1日から施行する。

内 規

① 1医療機関に開設者または管理者のうちから少なくとも1名のA会員を置くものとする。

ただし、A会員である開設者または管理者は本会区域内において他の医療機関のA会員を兼ねることが出来ない。

- ② A会員からB会員に異動した時は、入会金を免除する。
- ③ 医療機関のA会員が当該医療機関のB会員に異動した後、再び当該医療機関のA会員に異動した場合、入会金はその都度理事会に諮問し、定める。
- ④ 医療法人である医療機関が別法人になった時、その医療機関は新規開業扱いとする。
- ⑤ 介護老人保健施設及び特定の職域のみを対象にした医療機関の医師はB会員とする。
- ⑥ この規定にない事例は、その都度理事会に諮る。

附 則

(施行期日)

この内規は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人岡崎市医師会 運営内規

第1章 理事会への出席発言

第1条 本会会員である日本医師会及び愛知県医師会役員は、理事会に出席して意見を述べる
ことができる。

第2章 隣組及び組長会

第2条 会務運営上地理的關係を顧慮し、会長は、全会員を適當数の組に編成する。

第3条 各組毎に1名の代表者を選出し、会長は、これを組長に委嘱する。

第4条 役員は、組長を兼ねることができない。

第5条 組長を以て組長会を設け、必要に応じ会長が、これを招集する。

第6条 組長は、会務の連絡に当たり、組長会において会務に関し意見を述べ、協議すること
ができる。

組長は隣組会員の親睦を図るため、年に数回組会を開催することができる。

第7条 組長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 分科会

第8条 本会に次の分科会を設ける。

岡崎内科医会、岡崎外科医会、岡崎小児科医会、岡崎産婦人科医会、岡崎整形外科医
会、岡崎泌尿器科医会、岡崎市皮膚科医会、岡崎市眼科医会、岡崎耳鼻咽喉科医会、
岡崎精神科医会、岡崎女医会

第9条 A会員は、それぞれ分科会に入会しなければならない。

B会員の入会は分科会に一任する。

第10条 それぞれの分科会は代表者を選出しなければならない。

第11条 分科会は、本会会務に協力しなければならない。

第12条 分科会の会長は、組長会に出席して、意見を述べることができる。

第4章 運営内規の変更

第13条 この運営内規の変更は、理事会の承認を必要とする。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 運営内規は、整備法第121条第1項において読み替えて準用
する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営内規の改正は、令和2年9月11日から施行する。

定款第4条第1項第6号の目的により、一般社団法人岡崎市医師会 互助会規約を次のように定める。

一般社団法人岡崎市医師会 互助会規約

第1章 事業

第1条 本会に互助会を設け、次の事業を行う。

- (1) 香奠の贈呈
- (2) その他

第2章 会員

第2条 岡崎市医師会会員に限るものとし、A会員は、全員加入とし、B会員及びC会員は、任意加入とする。

2 A会員のうち公立、学校法人などのA会員は、理事会の審議を経て、互助会加入を免除することができる。

第3条 会員区分を変更した場合においても、互助会会員として継続することができる。

第3章 入会

第4条 新入会員の年齢は、満65才以下とする。

第4章 香奠

第5条 香奠は、10,000円にその時の会員数を掛けたものとする。

2 会員は、各自10,000円の香奠を拠出し、その全額を香奠に充当する。

第6条 香奠徴収は、金融機関引き落としを原則とし、その都度領収書を発行する。

第7条 新入会員は、入会時に指定受取人を2名以上指定しなければならない。

2 第1指定受取人に支障があるときは、第2、第3指定受取人の順序とする。

3 指定受取人に変更があるときは、速やかに届出しなければならない。

第5章 互助会規約の変更

第8条 この互助会規約の変更をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 互助会規約は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正互助会規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正互助会規約は、令和4年4月1日から施行する。

一般社団法人岡崎市医師会 公衆衛生センター運営規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 定款第4条に規定する事業を遂行するべく、公衆衛生センター（以下「センター」という。）を設け、その円滑な運営を図るため、この規則を定める。

第2章 センター運営役員及び顧問

(センター運営役員等の任命と職務)

第2条 会長は、センター業務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事の中より会長が任命した理事（以下「担当理事」という。）は、センター業務を分担掌理する。

4 監事は、センター業務及び財産状況を監査する。

(顧問)

第3条 センターにセンター顧問を置くことができる。

2 センター顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱し、総会に報告する。

3 センター顧問の任期は、会長の任期による。

4 センター顧問は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) センター運営会議から諮問された事項について参考意見を述べること。

第3章 センター運営会議

(センター運営会議の構成)

第4条 センター運営会議（以下「運営会議」という。）は、会長、副会長、担当理事をもって構成する。

(運営会議の職務と権限)

第5条 運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 事業報告の承認

(2) 事業計画並びに予算及び決算

(3) 経費の分賦、収入方法

(4) 借入金

(5) 重要な財産の取得及び管理方法並びに基本財産及び積立金の処分

(6) 施設の整備及び営繕

(7) その他運営上特に必要な事項

2 前項各号に定めるもののうち、重要な事項は理事会の承認を必要とし、特に重要な事項については理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

(運営会議の開催)

第6条 運営会議は、会長が招集して議長となり、必要のつど開催する。

(定足数)

第7条 運営会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(法定要件)

第8条 運営会議の決定は、出席構成員の過半数の意見によって定める。

2 可否同数の場合は、議長が定める。

(会長の拒否権)

第9条 運営会議の決議のうち、会員または医師会への影響が大、あるいはセンターにとって重大と考えられる事項については、会長（またはその職務代行者）はその議決を拒否することができる。

(委員会の設置)

第10条 運営会議は、必要に応じて、委員会を設けることができる。

(監事等の出席)

第11条 監事は、運営会議に出席して意見を述べることができる。

2 会長の要請により、センター長及び事務局長等は、運営会議に出席して意見を述べることができる。

3 会長は、必要に応じ、有識者の出席を要請することができる。

(センター運営役員の報酬と退任慰労金の贈与)

第12条 役員でセンター運営役員を兼務する者に係る報酬及び退任慰労金贈与に必要な費用は、一般会計及び特別会計において負担する。

第4章 雑則

(細則等)

第13条 この規則に定めのない事項については、運営会議及び理事会の審議を経て、細則等で定めることができる。

(規則の変更)

第14条 この公衆衛生センター運営規則の変更をしようとするときは、運営会議及び理事会の審議を経て、総会の決議を必要とする。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 公衆衛生センター運営規則は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正公衆衛生センター運営規則は、平成 26 年 4 月 12 日から施行する。

一般社団法人岡崎市医師会 公衆衛生センター運営規則第13条の規定に基づき、一般社団法人岡崎市医師会 公衆衛生センター運営規則施行細則を次のように定める。

一般社団法人岡崎市医師会 公衆衛生センター運営規則施行細則

第1条 一般社団法人岡崎市医師会 公衆衛生センター運営規則第1条に規定する公衆衛生センター事業の円滑な運営を図るため、次の業務を展開する。

- (1) 臨床検査に関する業務
- (2) 人間ドックに関する業務
- (3) 健康診断に関する業務
- (4) 保健指導に関する業務
- (5) 依頼検査に関する業務
- (6) その他地域住民の保健の向上に関する業務

第2条 前条の業務は、次の建物を拠点として行う。

- (1) 公衆衛生センター（岡崎市竜美西 一丁目9番地1）
- (2) はるさき健診センター（岡崎市針崎町字春咲1番地3）

第3条 この公衆衛生センター運営規則施行細則の変更は、運営会議及び理事会の承認を得なければならない。

附 則

（施行期日）

この一般社団法人岡崎市医師会 公衆衛生センター運営規則施行細則は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人岡崎市医師会 夜間急病診療所運営規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 定款第4条第1項第2号に規定する事業を遂行するべく、夜間急病診療所を設置し、その円滑な運営を図るため、この規則を定める。

第2章 夜間急病診療所所長等

(所長等及びその任期)

第2条 夜間急病診療所に次の所長及び副所長（以下「所長等」という。）を置く。所長等の任期は、役員の任期に関する規定を準用する。

- (1) 所 長 1名
- (2) 副所長 1名

(所長等の任命と職務)

第3条 所長は、副会長の中より会長が任命し、夜間急病診療所業務を統轄する。

2 副所長は、理事の中より会長が任命し、所長を補佐する。

第3章 夜間急病診療所運営委員会

(夜間急病診療所運営委員会の構成)

第4条 夜間急病診療所運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次に示す所長等のほか、会員の中より会長が委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 所 長 1名
- (2) 副所長 1名
- (3) 委 員 4名以上8名以内

(運営委員会の職務と権限)

第5条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 経費の分賦及び収入方法
- (4) 借入金
- (5) 重要な財産の取得及び管理方法並びに基本財産及び積立金の処分
- (6) 施設の整備及び営繕
- (7) その他運営上特に必要な事項

2 前項各号に定めるもののうち、重要な事項については理事会の承認又は理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

(会議の開催)

第6条 運営委員会は、所長が招集して委員長となり、必要なつど開催する。

(定足数)

第7条 運営委員会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(法定要件)

第8条 運営委員会の決定は、出席構成員の過半数の意見によって定める。

2 可否同数の場合は、委員長が定める。

(監事等の出席)

第9条 監事は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

2 所長の要請により、診療部長及びセンター事業部長等は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 雑則

(細則等)

第10条 この規則に定めのない事項については、運営委員会及び理事会の審議を経て、細則等を定めることができる。

(規則の変更)

第11条 この夜間急病診療所運営規則の変更をしようとするときは、運営委員会及び理事会の審議を経て、総会の決議を必要とする。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 夜間急病診療所運営規則は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人岡崎市医師会 医療従事者無料職業紹介所運営要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 定款第4条第1項第5号に規定する職業紹介に関する事業を遂行するべく、職業安定法第33条に基づき、一般社団法人岡崎市医師会 医療従事者無料職業紹介所（以下「医療従事者無料職業紹介所」という。）を設置し、その円滑な運営を図るため、この要綱を定める。

第2章 医療従事者無料職業紹介所所長等

(所長等及びその任期)

第2条 医療従事者無料職業紹介所に次の所長及び副所長（以下「所長等」という。）を置く。所長等の任期は役員の任期に関する規定を準用する。

(1) 所 長 1名

(2) 副所長 1名

(所長等の任命と職務)

第3条 所長は、会長が兼務し、医療従事者無料職業紹介所業務を統轄する。

2 副所長は、副会長の中より会長が任命し、所長を補佐する。

第3章 医療従事者無料職業紹介所会議

(医療従事者無料職業紹介所会議)

第4条 医療従事者無料職業紹介所会議（以下「紹介所会議」という。）は、理事会において、必要のつと行う。

(紹介所会議の職務)

第5条 紹介所会議は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算

(3) 求人及び求職活動

(4) 職業紹介

(5) 従業員の定着対策

(6) その他運営上特に必要な事項

第4章 雑則

(細則等)

第6条 この要綱に定めのない事項については、理事会の審議を経て、細則等で定めることができる。

(規則の変更)

第7条 この医療従事者無料職業紹介所運営要綱の変更は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この一般社団法人岡崎市医師会 医療従事者無料職業紹介所運営要綱は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人岡崎市医師会定款

発行日 令和4年8月1日

発行所 一般社団法人 岡崎市医師会

印刷 株式会社ヨシノ印刷

